

第九章 講和体制の確立へ

一、日米経済協力への動き

昭和二十六年一月二十五日米国務省顧問ダレス氏が講和特使として来日、日本橋の三井本館で吉田首相と会談した。この会談によつて対日講和の基本線が明かにされ、日米共同防衛の立場から、日本は講和後も米軍の日本駐屯を歓迎する一方、「防衛力の負担」のために経済的にも日米が協力しなければならぬという点で大筋の意見が一致した。これは米国がソ連、中共を含む全面講和方針に見切りをつけ、米国を中心とする多数講和を推進することに踏切つた以上、当然の成行であつた。

ここに「日米経済協力」の線が、公的に浮び出して来たわけである。そこでその線にそつて、日本の経済力を防衛力負担にたえる程度にまで高めるための方策として、政府は同年一月二十日自立経済審議会が答申した「経済自立三カ年計画」をダレス特使に提出、米国の協力を要請した。ダレス特使は二月九日マッカーサー元帥と会見、最終的打合せを行い、十一日離日した。次いで二月十六日、マッカーサー元帥は吉田首相に対し、日米経済協力について検討するよう指示し、また十九日にはマーカー経済科学局長からは周東安本長官に対し、米国の軍需生産拡大の計画に即応できるよう、日本の産業、生産計画を調整することが要請され、そのために、経済自立三カ年計画を二カ年計画に短縮し、昭和二十七年度に自立の水準（昭和九一十一年水準の二三〇％）を達成するよう示唆された。さらに総司令部から非公式に主要産業のトップ・レベル（最高生産水準）はどれだけでこれ

をフルに動かすために、または必要な拡張をするためにはどれだけの資金と原材料がいるか——という質問がなされ、合せて総司令部側の見込数量の提示があつた。

このような米国側からの働きかけは、一方における特需の漸増傾向と相まって日本の経済界を喜ばせた。特需に加えるに「新特需」が期待されたわけだからである。安本では直ちに作業に着手し、外資導入による電源開発の促進、火力発電設備のフル稼働、米国からの火力発電機械輸入による設備増強を前提として、石炭四千五百万トン、鋼塊六百万トン、硫安二百九万トンその他の生産水準を算定、これに要する資金として設備資金五千億円、運転資金一兆五千億円を計上した案をつくり総司令部に提出した。また当時経済協力方式としては、米軍に対するサーヴィス、物資の提供、太平洋安全保障機構の具体化に伴う軍需品の海外提供といった特需、新特需のほか、輸出の形態では、米国の軍拡に伴う東南アジアへの消費財輸出減少をカバーするための通常輸出、特に米国の経済協力局（ECA）の東南ア援助資金による日本からの物資買付といった線が予想され、また期待されていた。

このような期待を裏づけるかのような言明が米国の要路から相次いで行われた。即ち三月十一日、米国際開発諮問委員長ロックフェラー氏は「我々にとつて第一に必要なことは、侵略に対抗するに十分な軍事力を再建することである。……未開発地域の経済の強化とその生活水準の改善とは、わが国防動員の重要部分と考えねばならぬ」と述べ、その理由として、米国が輸入する戦略、緊急物資の七三％を未開発地域から得ており、その輸入がまれば重要産業が動かなくなるといふ点を指摘している。同じころダレス氏は、その東南ア開発における日本経

済の役割についてある誌上に見解を発表した。またドッジ氏は三月、米国下院において「日本は現在、米国の極東政策決定にあたつて焦点となつている。将来の米国の極東政策は、おそらく日本を極東地域に対する援助増大にあたつての跳躍台となし、かつ供給源とすることを必要とするであろう」と証言している。

日米経済協力はこのようにして日本経済の前途に光明を点じていたが、わが経済界としては、いつ反動が来るかも知れぬ防衛生産に対してはむしろ警戒気味であり、むしろより多く、東南アジアに対する通常輸出や開発協力による進出をのぞんでいたのであつた。

二、第五回通常總會開く

——日米経済協力に決議——

日米経済協力をめぐる論議がさかんうちに、四月十三日工業倶楽部で、経済同友会第五回通常總會が開かれた。あたかもこれより二日前の十一日マッカーサー総司令官が解任されたので、緊急動議により「元帥が過去五年有余にわたり、その偉大な指導力と賢明な施策をもつて、わが国を戦後の疲弊から救出し、経済民主化の確立に貢献せられた歴史的業績に対し、衷心より感謝する」旨の決議を行い、次いで講和会議の近いのを前にして、「連合国の善意に期待する」と題する次の趣旨の決議を行った。

「ダレス國務長官顧問の演説ならびに伝えられる米国政府の対日講和に対する草案は、公正と友好に満ちたも

ので、日本国民をして決意を新たにせしめるものである」と前提し、総司令官更迭のちといえどもこの講和方針が変更されないことを望むとともに、講和の内容について、日本経済の自立を阻害することのない「信頼の講和」であるべきことを強調し、とくに経済面では次のような配慮を希望している。

一、講和締結後、速かに一般貿易関税協定（ガット）に加入できるよう好意的支援を望む。

二、日本の工業生産に何らかの制限を加えることのないよう希望する。

一、フィリピンの尨大な賠償要求には賛成出来ない。日比双方の利益からいっても、弊害多き賠償の形式を避け、経済協力によつて、日本経済が比国経済の復興に協力するという方法によりたい。

一、在日連合国資産の返還を行うことは勿論であるが、日本人の私的在外資産は、国に補償能力のない点をも参酌して、国際法の原則に従い、これを返還するよう配慮ありたい。

一、南方信託統治地域における漁港の開放、原居住者の帰還について好意ある措置をとられたい。
次いで「日米経済協力に関する決議」が採択された。

「決議」では、先ず「日本と米国ならびに自由諸国との経済協力に関しては……進んでこれに協力し、かつ合理的基礎において負担し得る犠牲は喜んで負担する決意を持つている。特に東南アジア諸地域の開発および民度向上については、産業的地理的關係からも、十分これに協力し得る用意がある」と、経済協力に対して一般的な賛意を表しつつも、「いま日本が通常の通商関係を超えて」経済協力を行う場合には、次のことを「日本経済の最低生命線として確認され」ることを望んでいる。

一、現在の国民生活水準にくい込む経済協力は許されない。

一、最低限度の資本蓄積を怠つてはならない。

一、資材、資金の需給関係はつねに一定の均衡を保つことを必要とする。

右の条件を確認のうえ、「決議」は次のような万全の対策がなされることを要望している。

一、現有設備と労働力の余力を活用することを主眼とすべきこと。

一、これらの追加生産力を稼働させるために必要な資金、資材は、国内の需給関係を圧迫することのないよう前渡金制、資材の現物供給、民間輸入の助成などの措置をとること。

一、生産活動増加に伴う一般購買力の増大に見合う生活物資の輸入および生産を確保すること。

一、特に大口長期の特需発注が相当量に上る時は、信用の拡大、外国為替政策の確立、開発銀行、輸出銀行に対する債券発行権附与など、金融政策上特段の考慮をすること。また国際復興開発銀行の資金を利用させるよう計らうこと。

一、大口長期の特需については米国の国防生産法、軍需調弁法による危険補償の準用を求めること。また国内的にも短期償却を認めること。

一、電力電給を圧迫しないよう、重油の供給を増大するほか、電力需給計画の範囲内で賄うこと。

一、国内の正常な循環を害しないよう、日米両国にそれぞれ連絡調整機関を設け、協力活動を計画的に調整すること。

このように日米経済協力に対しては、東南アジア開發の線にそうものは歓迎する一方、軍需発注に類するものには多分に警戒的であつたのは注目されねばならぬ。なぜこのように警戒されたかについては「経済同友」(会報)に掲げられた稲葉秀三氏の「月間報告」が次のような説明をしている。

「新特需の発注に当つては、①納入は命令的で嚴格である、②価格も米本国と差があり、長期的な需要の保証なく、また③前渡金などはほとんどなく、金融は国内で賄え——などとむしろ軍需調弁的色彩が濃厚である」(従つて)「講和会議を間近にひかえて行政権の大巾な委譲が確実的となつたいま、我々としてはあくまでも総合的に進めてゆく努力を怠つてはならぬ」(また)「徹底的経済にまき込まれないよう格段の注意が必要である。日米協力はかくしてのみ、自立の促進に役立つといえよう。」

採択された右の諸決議はいずれも総司令部シーボルト大使、英連邦駐日代表ホジソン濠大使、フィリピン代表部吉田首相その他に提出された。

なおこの総会で代表幹事の改選があり、浅尾新甫が退いて藤山愛一郎が工藤昭四郎(留任)とともに代表幹事となつた。藤山代表幹事は就任に当つて「私たち財界のものはあまりに遠慮がちであり、卒直にものを言わなかつたのを痛感するのでこれからは私自身も大いなるのをいつて見たいと思う」と述べた。藤山氏としては昭和二十五年十月三十日追放解除になつて以来はじめての公職復帰であつたが、そのかつぎ出しは山下静一(当時事務局次長)の年来にわたる出馬要請が実を結んだものといえる、二十六年春の総会では経団連も、藤山のほか同じく追放解除の加納久朗、河合良成、堀朋近の各氏を常任理事に迎えていた。

またこの総会には林衆院、佐藤参院両議長と吉田自由党総裁、鈴木社会党中央執行委員長、苫米地国民民主党最高委員から祝辞、米国経営者協会（A M A）会長ローレンス・アプリー氏から祝電が寄せられたが、これは同友会の社会的地位が向上し、その存在が高く評価されていたことを証明するものであろう。

最後に二十六年年度の活動方針が決定されたが、その中には次のようなことが謳われた。

一、対日講和条約成立後の新しい段階における日本経済の確立

二、民主主義国家として国連への経済協力推進

三、欧米各国経済団体との提携

四、日本経済近代化の基礎をなす個別企業の科学的経営の奨励およびその指導者の養成

五、経営者の反省と自覚を促し、新しい経済道義の確立

六、全国経済同友会会員の結合強化

いずれも講和体制下にふさわしく新しい課題がもられており、つねに自ら問題を求めてその解決に向つてまじめに進んでゆく同友会の気風がよく現われているようである。

五月十八日第二回幹事会で新年度の会務担当幹事を次のように決めた。

代表幹事 藤山愛一郎、工藤昭四郎

諮問委員 浅尾新甫、永野重雄、堀田庄三

総務委員 桜田 武、高見重義、水野成夫

財務委員 今里広記、小林 中、寺尾一郎

部長 (金融部会) 酒井杏之助、(生産部会) 酒井喜四、(経営部会) 加藤威夫、(労働部会) 東海林武雄、

(通商部会) 岡本 忠、(技術部会) 兼任) 加藤威夫、(食糧研究会) 正田英三郎、(海運研究会)

一井保造、(時事研究会) 安藤清太郎

渉外委員 塩原禎三、山田忠義

常任幹事 郷司浩平

選挙管理委員 井上 薫、大岡富太郎、小島義方、新田義実、水沢謙三

なお運営委員会は存続し代表幹事、部長、諮問委員、総務委員、財務委員、渉外委員、常任幹事、会計幹事代表をもつて構成することとなつたが、このうち諮問委員、総務委員は新設である。

三、新状勢下の金融政策に提言

朝鮮動乱によつて経済界の機相は一変した。「経済安定政策のもとにおいて有効需要の減退に伴い、累増する滞貨をかかえて苦しい道をあゆんでいた」企業経営は、「動乱発生を契機ににわかに生氣を取戻し、さらに下期に向つては景気上昇の過程のうちに、終戦以来かつてない活況を呈するに至つた」のであつた。「増大する生産量を日毎に高騰する価格で吸収して行つたため、企業の販売高が飛躍的に増加し、これが資本の回転を早めて、利

益率の上昇をもたらした」のである。（経済白書より）

ドッジ安定政策によつて苦しい合理化を強いられながら、けわしい輸出による蓄積への道を予定されていた経済界にとつては、「ぬれ手に粟」の特需と、世界的売手市場下における坦々たる輸出の伸長とは、まさに旱天に慈雨であつた。しかしそれだけに、昭和二十六年に入つてのブーム反動期到来は経済界にとつて大きい痛手を感じしめた。「国際市況は二月ごろから、米国の戦略物資貯蔵買付の停止、物価、賃金の凍結、国際原料会議の発足などをきつかけに、動乱ブームの勢を収めてようやく軟化した。日本経済にはその影響がまず輸出価格の反落と輸出契約の不振となつてあらわれた」（経済白書）東南アジアのドル不足がわが輸出にひびいたのである。

そこへ輸入促進の線にそつて一―三月期に高値買付を行つた輸入品が四―六月にずれて大量入荷し、しかも日銀ユーザンスの期限が迫つて来たので経済界の負担は重かつた。しかも六月末には「マリク声明」で動乱景気の終末が予告されるという状態であつた。しかし物価は局部的に反落はあつたが、日銀卸売物価指数（昭和九―十一年一―）で、二十五年十一―十二月の二七五に対し、二十六年一―三月が三一五、四月三五〇、五月三四九と依然高水準を持っていた。ブームの調整期であつたとはいえ、基調はインフレ的であつたといえよう。

このような朝鮮ブームの反動期にあつた経済界が、日米経済協力の綱にすがりつこうとするのは当然であつた。それと同時にその協力のあり方について、さきにあげた同友会の決議にも強調されているように長期の見透しのつかない、つまりいつ反動が来るかも知れぬような軍需発注よりは、将来に拡大の見通しのある東南アジア開発への協力の方に、より多く期待していたのも、これまた当然であつた。そしていわゆる長期大口の特需に対

しては資金、資材面での裏づけが望まれていたのである。

わが経済界がこうした気迷いの状態にある最中に、総司令部経済科学局長マーカット少将は、日米経済協力に關する総司令部ならびに極東軍使節団長として渡米、米政府ならびに軍閥係首脳者と種々折衝したうえ五月十日帰任、十六日次の要旨の声明を発表した。

一、日本は欧州やその他各国とともに米国の緊急調達計画に加入出来る。近く日本に対して相当の発注もあるだろうが、日本としてはその品質および価格について国際水準なみに調整させる措置を講ずる必要がある。

一、日本が国際金融機関に加入するためには、対外支払政策、インフレ抑制、健全財政の確立、供託金の準備などを早急に確立することが必要である。

一、米国の国家金融機関は対日投資の準備を進めており、民間投資の方式を検討している。日本に対する米国の注文を統制する機関の設立を考慮中である。

一、日本の産業は今後東南アジアその他の国に商品を提供する好機に恵まれている。

なお「声明」は最後に「過度のインフレは日本製品の価格を高騰させ、それによつて日本製品は世界の市場からしめ出され、日本は原料輸入の途を阻まれるであろう」と警告し、また「日本は直ちに長期的経済政策を樹立し、これを世界に発表する必要がある」と示唆した。

マーカット声明は、日米経済協力に多くを期待していたわが経済界にとつては拍子ぬけの感を抱かせた。長期

的發注の保証、資金、資材の裏づけを条件とする新特需の幻影は消え去つたし、東南アジア開發への道は開かれていたけれども、半面において、商業ベースでこれに参加するためには先ずインフレの抑圧が先決だという条件が伴っている。合理化なくして外貨をかせぎ經濟を拡大させるという甘い汁は、マーカット声明にはついていなかったのである。しかも一方、五月十四日には總司令部から「七月一日以後米國政府は現在日本が負担している日本駐在の米占領軍維持のための経費を支払うと同時に、対日經濟援助を削減する」ことを米議會に提案する旨の發表があつた。同日池田蔵相は「輸出と特需の増加があり、一方終戦処理費の一部が米國によつて負担されるのだから、援助がなくても不安はない」との談話を發表したが、日米經濟協力が期待外れに地道なものであつた矢先だけに、わが經濟界としては、突つ放されたような感じが悪い。事實、米國側では日米經濟協力よりは対日援助削減を重視し、マーカット声明には「おそえもの」のような地位しか与えられていなかったやうである。

ともあれ、インフレに警告したマーカット声明の線にそつて、日銀は財政揚超期にもかかわらず五月十九日融資規制強化の方針を明示し、また政府も六月二十三日インフレ抑圧対策を中心とした新經濟政策を發表した。この新政策はマーカット声明で指摘された米國の緊急物資買付における日本の工業力の役割、東南アジア開發への協力を展望して日本經濟の再編成を謳つたもので具体的な内容はなかつたが、インフレ抑圧の必要は特に強調されてゐた。そしてその方針に基いて七月はじめ大藏省は不要不急資金抑制を中心とする銀行局長通達を各市銀に發送するなど、新政策の具体化に乗出した。

要するに日米経済協力の構想は、当面具体的にプラスをもたらすような何ものをも生まず、ただ日本経済の進む方向を大まかに指示し、そのための前提条件としてのインフレ抑制政策が打ち出されたに止まつたのである。これは結果において、動乱ブームによつて一時影をひそめたドッジ・ラインの再現を誘発したのであつた。

経済同友会はマーカット声明当時以来、講和条約の早期締結にそなえて、金融部会を中心に「講和会議後の金融方針」を検討していたが、金融政策が再び引締めに移じつつある状態を目の前にして、その検討の結果を「経済基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見」という形で、七月四日急ぎ発表した。

「意見」の要旨は次の通りである。

- 一、現状の物価高は金融財政的インフレ作用に基ずくところは少く、わが経済基盤そのものの変貌に基ずくコスト高によるもの（例えば補助金撤廃などによる）であつて、インフレ抑制策の対象とすべきものではない。
- 一、特需、世界軍拡、日米経済協力等の結果将来起ると予想される物価高は、輸出過大によつて、物資が不足する場合に生ずるのであつて、これは輸出制限、消費制限、輸入促進など物の面における対策によつて防ぐべきであつて、金融引締政策でなすべきではない。
- 一、不急不要の建設が、国民経済の資力以上に、あるいは電力、原料、輸送力等との均衡を破つて行われる場合は、インフレ誘発の要因となるものであるから、これは金融財政的措置によつて抑制すべきである。
- 一、この場合は設備資金の抑制を行うべきであるにも拘らず、現在の金融引締は運転資金についてなされ、的

はずである。もつともこれに対しては思惑による物価騰貴を抑えるためという理由が言われているが、思惑は先行物資不足を見越してこそ行われるのであるから、その思惑の原因をつく政策をとることが、本当のインフレ対策でなければならぬ。即ち現在の薄層在荷を正常在荷量に達せしめるような金融措置が必要である。一、現在最も痛感されることは、生産設備に比して運転資金が過少であるという点であり、このために日銀券を増発してもあえて物価高を起さないばかりか、それによつて生産が増せば物価高を抑えることも出来る。さらに根本的には長期資金に適格する財政資金を活用して市銀の負担を軽くし、金融市場を正常化することが前提的に必要である。

なお「意見」は「今後の財政金融方針に対する要望」として、さきに第三回全国大会で発表した「資本蓄積の非常措置要望」の中で指摘されているような財政・税制・金融上の施策を繰返し強調し、資本蓄積の急務を説いている。

四、第四回全国大会を聞く

——「新生活運動」に発足——

昭利二十六年九月四日からサンフランシスコで対日講和会議が開かれ、八日参加五十二カ国中四十九カ国が講

和条約に調印した。また同日、吉田首相とアチソン米國務長官との間に日米安全条約が調印された。

この条約によつて日本の進むべき道がはつきりした。経済的には旧債の処理や賠償の支払が現実的になり、国民の負担は増加を免れないが、一方において通商航海の自由は回復され、漁業協定の締結、その他国際機構への加入が出来ることになり、ようやく世界における一独立国としての地位を回復する日が近くなつたわけである。

しかし一面この条約調印にソ連・チェッコ・ポーランドなど共産圏三カ国が参加しなかつたこと、およびこの条約と同じ日に日米間に調印された安保条約の精神からみて、この講和は、米国の世界政策の一環としての講和、日米間に特殊の政治的、軍事的關係をもたらしものとしての講和という特色を担つていたのであつた。この点についてニューヨーク・タイムズの著名な記者は「長い眼でみれば、講和条約は、日本が大国として、特に軍国として、再登場することを意味する。……太平洋戦略における新要素——再生日本——がいつの日か大役を演ずることを意味する」と断じ、またトルーマン米大統領自身「将来日本が防衛軍をつくつた場合、その日本軍は太平洋の他の諸国の軍隊と有機的一体をなす」と述べ、さらに「この条約は、平和を語ること以上のもの、すなわち平和のための行動を要求する」ものであることを強調したのは、この条約の性格をはつきりと物語つていゝといえよう。

国内でもこの講和のあり方に対しては、それぞれの立場から賛否両論があつたが、とにかく十月二十六日に衆議院で次いで、十一月十八日には参議院で、いずれも批准された。

なおこれよりさき講和条約調印を前にして、五月六日リッジウェイ総司令官の指令に基ずく政令諮問委員会が

設置され、追放解除、独禁法、労働法改正などが取上げられたのに引続いて、第一次追放解除（六月二十日、六万八千九百六十名）、制限会社令廃止（七月一日）、財閥同族排除法施行規則廃止（七月七日）、財閥解体完了の声明とともに持株整理委員会解散（七月十日）、第二次追放解除（八月六日、一万三千九百四名）と、民主化の諸措置が次々に解除されていった。また労働、治安関係の政令の失効に伴い、これに代る措置として、団体等規正令（十月三十一日成案）、集団示威取締法（十一月三日成案）などが準備され、また労働法改正の準備も進められた。

独立への喜びと、やがて現実の重荷となるであろう賠償、防衛などに対する重圧感——講和調印後日本の表情は複雑であつたがそうした空気のなかで、経済同友会の第四回全国大会は十一月九日東京丸の内工業倶楽部で開かれた。全国十一カ所の同友会から参加したもの百八十五名、藤山代表幹事が議長となつて議事が進められたが、正午から開かれた創立五周年記念の午餐会には吉田首相はじめ政財界の代表多数が参加し、盛会であつた。

この大会で注目された決定は、「新生活運動に関する決議」「総合インフレーション対策の要望」の二つの決議と、「経済同友会全国組織要綱」の採択とである。

先ず「新生活運動」については九月七日の幹事会で、浅尾幹事から「講和後の重大時局に対処し、新たな決意をもつて生活の刷新を図るため、この際経済同友会が率先して新生活運動を提唱すべきである」との提案があり全員の承認を得たのであつた。そこでこの日の幹事会では、この運動を同友会の重要な実践事項として推進する

こととなり、直ちに「新生活運動委員会」を設置、浅尾幹事を委員長に、次の各幹事を委員として選出した。

井上英熙、岸道三、木村鉦二郎、酒井喜四、桜田武、貞永敬市、東海林武雄、正田英三郎、竹内俊一、

新関八洲太郎、堀田庄三、山際正道

その後、委員会で運動の目標、実施要領などを検討したが、その成案が、全国大会に「新生活運動に関する決議」案として出されたのである。この運動は、動機と精神においては、さきの第三回全国大会における「道義昂揚」決議の流れを汲むものだといえよう。

「決議」は先ず「新生活運動の趣旨」として「講和後極めて困難なる内外の諸状況に囲まれて、日本民族が名実ともに独立国の態を具える平和国家を建設することは、まさに維新の大業にたとうべき大事業である」との前提からこの重要な時に当つて「国民精神の弛緩、自主性の喪失、道義の低下、経済力に不相応な消費」などがいまなお国民の魂をむしろみつつあるのは遺憾であり、「かかる好ましくぬ風潮を克服し、健康にして清潔簡素なる生活秩序を確立する」ことは「日本再建の根本問題である」としている。

次に運動の目標として次の十項目をあげている。

- ① 会社の接待費を極力節減すること。
- ② 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること。
- ③ 不健全なる饗宴、贈与をやめること。

- ④ 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること。
- ⑤ 冠婚葬祭を簡素化すること、特に形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること。
- ⑥ 営業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること。
- ⑦ 営業用の年賀状、時候見舞等を廃止すること。
- ⑧ 餞別、送迎等を自粛すること。
- ⑨ 諸集会における時間を励行すること。
- ⑩ その他各般にわたる無駄の排除、冗費の節減を行うこと。

なお「決議」は最後に「運動の実施要領」として、全国の同友会会員は各自の立場に応じてこの運動を率先励行すること、有力経済団体に呼びかけ、共同の運動とすること、政府、政党、官公庁、言論機関の協力を求めることを挙げている。

この決議のあと、来賓として臨席していた吉田首相は挨拶の中で「今日のわが経済はいまだ生産力も充実しておらず、敗戦後の復興も不十分である。この際我々はまず生活様式を改善し、日本再建のため十分の努力を払うべきである。同友会の提唱された新生活運動はこの意味で誠に有意義であると考える」とし賛意を表明した。石川経団連会長も「私としても存分の協力をいたしたい」と述べた。

次に「総合インフレーション対策の要望」は、さきに七月発表された「経済基盤の変貌に対応する財政、金融方針の修正に関する意見」の延長とみても差支えないが、その後の状況に應じて検討を加え、さらに力強く提言したものであつた。

即ち、さきに述べたようにマーカーカット声明（五月）にこたえて政府、日銀は一連のインフレ対策を進めていった。先ず七月には銀行局長通達の趣旨にそい、市中銀行は「融資自主規制委員会」を設け、電力、造船、鉄鋼、石炭以外の新規設備融資を抑圧した。次いで日銀は十月、それまで長期資金調達を図るためにとつて来た市銀手持国債買上げを中止、十月には公定歩合を二厘引上げ、さらに十一月からは輸入金融を大いにうるおして来た外貨貸付制度（日銀ユーザンス）を廃止した。なおこうした一連の引締施策の背後には、十月二十八日四たび来日したドッジ氏が、特に金融面にきびしい批判を加え「過去十八カ月間における財政の引揚超過六百億円に対し、日銀の信用膨脹は千六百五十億円に上ることは警戒を要する」と指摘、さらに周東安本長官に対して「輸出の促進や物価の値上り抑制に対する政府の政策は手ぬるい。またこの前に来日した当時よりビル建築が非常に進んでいるが、これは資金、資材を生産的に使っていることになる」と警告した、などの事情があつただけに、政府、日銀の引締態度はかなり底固いものがあつたわけである。

経済同友会としては、事態のこのような進展を前にして、十月はじめの幹事会で「インフレーション対策委員会」を設置、工藤代表幹事を委員長として対策を研究した結果、さきの「要望」案をまとめ、これをドッジ氏に提出するとともに、全国大会に提案したのであつた。

「要望」は「現下におけるわがインフレ対策は、一方において通貨および信用の膨脹を抑えて国民蓄積の増大を図るべき要請に應ずるとともに、他方においては資金および信用の供給を円滑にして、隘路設備の増強、陳腐設備の近代化、正常在庫の保有、流通経済の疎通、国民生活の安定等の要請に應ずるものでなければならぬ」との立場から、この際におけるインフレ抑制対策は「財政金融対策のみをもつてはその目的を達し難く、進んで物資面およびコスト面に対し直接の調整をも必要とし、これら各方面に十分な考慮を払い相互を調整した総合的性格のものであらねばならぬ」と主張している。なお「要望」はさらに次の諸項目につき具体的意見を述べている。

- 一、財政面におけるインフレ対策
- 二、インフレ対策としての資本蓄積対策
- 三、設備、建設等の面における金融措置
- 四、運転資金に対する金融措置
- 五、輸入貿易金融に対する改善措置
- 六、価格面、賃金面に対するインフレ抑制措置
- 七、財政金融措置以外の手段を必要とするインフレ対策としての統制措置

「全国組織要綱」は、「発展する同友会の全国的組織を確立する必要がある」という前回の全国大会における

本部提案の趣旨に従つて各地同友会で具体的に検討した結果を七月十日の「全国委員会」(四月開かれた各地同友会の連絡委員の会合でつくられた「全国組織暫定要綱」)に基ずく全国委員の会合)に持ちよつてさらに協議のうえ決定を見た案である。

その全国委員会に集まつたのは次の各幹事であつた。

工藤昭四郎、東海林武雄、降旗英弥、郷司浩平(以上東京) 中川路貞治、湯浅佑一、高橋雅夫(以上大阪)
森下弘(京都) 牛尾健治、榎並正一(以上神戸) 小池潔、松岡瑞雄(以上福岡) 勝田信(鹿児島)

「全国組織要綱」では次のように決めてある。

一、各地経済同友会の一貫的運営ならびに相互の連繫強化を図るため、全国委員会を設置する。

二、全国委員会の任務は左の通りとする。

- (1) 各地同友会の運用方針の調整
- (2) 各地同友会の承認ならびに育成
- (3) 全国大会開催に関する事項の決定
- (4) 経済状況に関する情報の交換
- (5) その他必要と認める事項

この全国組織要綱の決定によつて、経済同友会は全国的な経済団体としての名実をそなえ、全国委員会が中心となつて統一された行動をとることが出来るようになったのである。因みに当時における各地同友会の所在地とその所属会員数は次の通りである。（二十六年四月の總會資料による）

東京（六一七名）、大阪（二八六名）、神戸（八六名）、京都（五八名）、奈良（三〇名）、和歌山（四一名）、岡山（四一名）、福岡（九九名）、鹿児島（四八名）、仙台（五七名）、札幌（二四四名）、函館（三六名）、合計（一五四三名）

なお第四回全国大会では右の諸決議のほか「北海道総合開発促進に関する件」（北海道提案）、「電力対策に関する意見」（関西提案）が採択された。

